

# 忠岡町国土強靱化地域計画【概要版】

## 第1章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置付け

### 1 国土強靱化地域計画策定の目的

■我が国においては、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

■そのような中、国においては、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という）」が施行され、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年（2014年）6月に基本法に基づき、国土の強靱化に関する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）が策定されました。国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築しなければなりません。

■これらを踏まえ本町においても、今後発生すると考えられる自然災害に備え、国の基本計画と大阪府強靱化地域計画と調和を図りつつ、災害から住民の生命、身体及び財産を守り、そして迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った忠岡町を目指すため「忠岡町国土強靱化地域計画」を策定します。

### 2 国土強靱化地域計画の位置付け

■本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」にあたるものであり、本町における国土強靱化に関し「忠岡町総合計画」との整合を図りながら、「忠岡町地域防災計画」をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものとします。

### 3 計画期間

■計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。ただし、計画期間中も必要に応じ見直しを行います。

## 第2章 忠岡町の地域特性

### 1 本町の位置及び地形等

■本町は大阪府の西南部、大阪湾に面する臨海平坦部に位置し、北東は大津川・牛滝川を境界に泉大津市・和泉市、南西は岸和田市に隣接しており、東西に長く、南北に短い地形で、その面積は3.97㎢と全国の町で一番面積の小さい自治体となっています。

また、大阪の中心部からは電車で約30分の通勤圏に位置しており、全域が市街化されていて、臨海部と大津川左岸は工業地として利用され、中央線以南は南海本線忠岡駅周辺とシビックセンター周辺部の商業地を中心に住宅が広がっています。

■地形は、南東部の低位段丘（標高約10mより高い部分）、中央部の沖積部分（標高約5～10m）北西部の泉州臨海低地（標高約5m以下）の三つの部分からなっていますが、全体的に概ね平坦な地形です。

また、本町の北側の町域界でもある大津川は、町域東端の高月付近で松尾川と牛滝川が合流、さらに馬瀬地区付近で泉大津市内を流れる槇尾川と合流して大阪湾に注いでいます。

### 2 災害の歴史と被害想定

■泉北地域の主な風水害については、昭和25年9月に発生したジェーン台風、昭和36年の第二室戸台風をはじめ、最近では、平成29年10月に発生した台風21号をはじめ、平成30年9月の台風21号により本町においても被害を受けました。

また、大阪府における被害地震については、昭和19年に発生した東南海地震をはじめ、昭和21年の南海地震、平成7年の兵庫県南部地震、平成30年の大阪府北部地震による被害が発生しました。

■このような中、本計画において対象とする災害（リスク）は、断層帯が堺市域を南北に縦断し、甚大な影響を及ぼすことが懸念される上町断層帯地震と、津波や液状化による被害の大きい南海トラフ巨大地震の2つの地震と、近年増加傾向にある異常気象や局地豪雨などを踏まえ、大規模自然災害（地震・津波、風水害（台風・豪雨・高潮等））を対象とします。

## 第3章 忠岡町の地域強靱化の基本目標

### 1 目指すべき将来の地域の姿

■本町住民にとって、将来に明るい希望を持つことができる持続可能なまちづくりを行うため、大規模自然災害【地震・津波・水害（台風、豪雨、高潮等）】の発生に備え、地域の強靱化に対する取り組みを進めていく必要があります。

### 2 基本目標

・国の基本計画を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

### 3 事前に備えるべき目標

・国の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 4 地域強靱化を進める上での基本的な方針

・先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本町の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化に取り組みます。

- 1 地域強化の取組姿勢
  - ・本町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じる。
- 2 適切な施策の組み合わせ
  - ・災害リスクや地域の状況等に応じ「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせる。
- 3 効率的な施策の推進
  - ・町財政の効率的な使用による、施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- 4 地域の特성에応じた施策の推進
  - ・住民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できる環境整備に努める。
- 5 広域連携の推進
  - ・関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町との広域連携強化を進める。

### 5 施策の方針とPDCAサイクル

■限られた財源で効率的・効果的に強靱化の取組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標、事前に備えるべき目標及び前項の特に配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、定期的にそれらの進捗状況を集約し進捗管理を行っていきます。

## 第4章 脆弱性評価

■脆弱性評価を実施し、「起きてはならない最悪の事態」とそれらを回避するための取組み方針は次のとおりとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		起きてはならない最悪の事態を回避するための取組み方針	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における大規模火災による多数の死傷者の発生	民間住宅・建築物の耐震化の促進 空家対策の促進 常備消防力等の向上 等	計 14項目
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	防潮堤の津波浸水対策 水門等の点検、整備の推進 的確な避難勧告等の判断・伝達 等	計 5項目
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	下水道（雨水）施設の長寿命化及び雨水管整備の推進 等	計 3項目
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給・エネルギー供給の長期停止	広域緊急交通路等の通行機能の確保 食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実 等	計 7項目
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	大規模災害時における自衛隊、警察、消防等の連携強化による受援力の向上 等	計 4項目
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	医薬品、医療用資器材の確保体制の整備 迅速な道路啓開の実施 等	計 3項目
		2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施 下水道（汚水）施設の整備 等	計 5項目
		2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所の確保と運営体制の充実 被災者の巡回健康相談体制の充実 等	計 9項目
		2-6	想定を超える大量の帰宅困難者の発生	帰宅困難者対策の推進	計 1項目
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による役場機能の大幅な低下	町役場等の防災中枢施設整備の推進 災害時の職員初動体制の向上 等	計 5項目
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	町役場等の耐震化の推進 防災情報の収集・伝達	計 2項目
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	メディアとの連携強化等による伝達手段の多重化・多様化	計 1項目
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	住民の防災意識の向上 避難行動要支援者の支援体制整備 等	計 5項目
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	町内企業における事業継続計画（BCP）等の作成 広域緊急交通路等の通行機能の確保	計 2項目
		5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等	産業施設の防災対策	計 1項目
		5-3	食料等の安定供給の停滞	食料や燃料等の備蓄及び集配体制の充実 物資支援に係る協定の充実 等	計 4項目
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	ライフラインの確保等	計 1項目
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止	水道の早期復旧及び飲料水の確保 生活水の確保	計 2項目
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道（汚水）施設の整備及び老朽化対策の推進 等	計 3項目
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	広域緊急交通路等の通行機能の確保 迅速な道路啓開の実施	計 2項目
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災による多数の死傷者の発生	常備消防力等の向上 消防団の資器材の充実及び活動強化 建築物の不燃化の促進 等	計 5項目
		7-2	沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	広域緊急交通路等の通行機能の確保 迅速な道路啓開の実施	計 2項目
		7-3	農地等の荒廃による被害の拡大	鳥獣被害防止対策の推進	計 1項目
		7-4	ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の防災・減災対策の推進	計 1項目
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物の適正処理 一般廃棄物処理業者との協定	計 2項目
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	被災民間住宅・宅地の危険度判定体制の整備 業務継続計画及び復興計画の策定	計 2項目
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援 地域の安全確保	計 2項目
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	広域緊急交通路等の通行機能の確保 迅速な道路啓開の実施	計 2項目
		8-5	風評被害による地域経済等への甚大な影響	正しい情報発信	計 1項目

